倒産処理法〈B14B〉/破産法〈B14A〉

配当年次	3・4年次
授業科目単位数	4
科目試験出題者	木川 裕一郎
文責 (課題設題者)	木川 裕一郎
教科書	指定 加藤 哲夫『法律学講義シリーズ 破産法』[第6版] 以降(弘文堂)

《授業の目的・到達目標》

倒産処理法の学習を通じて、実体法(民法・会社法・手形法など)の知識を確実なものとすることに目標を置く。

《授業の概要》

バブルの崩壊以後、企業倒産および消費者倒産の件数は増加の一途をたどり、倒産処理が社会にとっても、個人にとっても重要となった。バブルの崩壊をきっかけに急激に増加した倒産件数も、平成 16 年以降少しずつ減少に転じたが、2020年に勃発したコロナ感染症の拡大が国内外の経済活動を危機に貶め、いわゆる「コロナ倒産」が社会問題化している。個人や法人の倒産を予防する役割は財政学や経済学を基礎にした国家政策によるところが大きいが、現に生じた倒産の局面を法的に整序するのが倒産法の役割である。

特に、皆さんが学修した民法その他の実体法上の権利に関する知識は、それらの倒産法上の取り扱いを 勉強することにより完結する。すなわち、実体法上の権利の倒産法上の取り扱いを知らなければ、倒産に 対するリスクヘッジも不可能となるからである。

本講義では、倒産処理法制のうち最も中心的な役割を果たしている破産法を中心に、皆さんが修得した 民法その他の実体法に関する正確な知識を今一度確認しながら、手続とその手続における実体法上の権利 の取扱いを説明していきたい。破産法は、民事訴訟法、民事執行法および保全法と並び、民事手続法の一 分野を構成しており、手続法が実体法とどのような関係に立つかを勉強するのにも役立つであろう。破産 法の学習の難しさは、民法や商法などの定める権利や他の民事手続法と密接に関連する点にある。しかし、 その楽しさも、その点にあるといえよう。本講義は、民法・商法・民事訴訟法などの学修成果を試し、あ るいは知識を正確なものとする良い機会と思うので、少々難しくても勇気をもって挑戦してもらいたい。

〈参考書〉

倒産判例百選〔第6版〕別冊ジュリスト 252 号

伊藤 眞『破産法・民事再生法(第4版)』(有斐閣・2018年)

三上 威彦『倒産法』(信山社・2017)

《学習指導》

履修条件は設定しないが、民法全般および民事訴訟法を履修していることが望ましい。スクーリングを 受講する際は、教科書で予習をしておくこと。その際に、破産法の条文に習熟しておくこと。

《成績評価》

試験(科目試験またはスクーリング試験)により最終評価する。

倒産処理法〈B14B〉/破産法〈B14A〉

- ◎課題文の記入:不要(課題記入欄に「課題文不要のため省略しました。」と記入すること)
- ◎字数制限: 1課題あたり 2,000 字程度(作成基準のとおり)

第1課題【基礎的な問題】

次の概念の意義とそれに関連する解釈論を示しなさい。

- ① 破産原因
- ② 破産能力
- ③ 自由財産
- ④ 破産債権

第2課題【基礎的な問題】

破産手続開始決定の効果について説明しなさい。

第3課題【応用的な問題】

最高裁昭和62年7月3日第2小法廷判決(民集41巻5号1068頁・倒産判例百選〔第6版〕36番判例) につき、判例の立場と反対説を説明したうえで、自説を述べなさい。

第4課題【応用的な問題】

破産法上の相殺権に関して、最判平成 17 年 1 月 17 日 (民集 59 巻 1 号 1 頁) および最判昭和 47 年 7 月 13 日 (民集 26 巻 6 号 1151 頁) を読んで、次の設問に答えなさい。

- (1) 両者の判例は矛盾するとの考え方と矛盾しないとの考え方について、それぞれ理由を示しなさい。
- (2) 上記(1) に示した理由を検討し、自分の見解を示しなさい。

(旧破産法参照条文)

第99条 破産債権者ノ債権力破産宣告ノ時ニ於テ期限附若ハ解除条件附ナルトキ又ハ第22条ニ掲クルモノナルトキト雖相殺ヲ為スコトヲ妨ケス

債務カ期限附若ハ条件附ナルトキ又ハ将来ノ請求権ニ関スルモノナルトキ亦同シ

第104条 左ノ場合ニ於テハ相殺ヲ為スコトヲ得ス

- 1. 破産債権者力破産宣告ノ後破産財団ニ対シテ債務ヲ負担シタルトキ
- 2. 破産債権者ガ支払ノ停止又ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リテ破産者ニ対シテ債務ヲ負担シタルトキ 但シ其ノ負担ガ法定ノ原因ニ基クトキ、破産債権者ガ支払ノ停止若ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リタル時ヨリ前ニ生ジタル原因ニ基クトキ又ハ破産宣告ノ時ヨリ1年前ニ生ジタル原因ニ基クトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 3. 破産者ノ債務者カ破産宣告ノ後他人ノ破産債権ヲ取得シタルトキ

4. 破産者ノ債務者カ支払ノ停止又ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リテ破産債権ヲ取得シタルトキ 但シ其ノ取得カ法定ノ原因ニ基クトキ、債務者カ支払ノ停止若ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リタル時ヨリ前ニ生シタル原因ニ基クトキ又ハ破産宣告ノ時ヨリ1年前ニ生シタル原因ニ基クトキハ此ノ限ニ在ラス

〈推薦図書〉

指定教科書のほか

【第1課題】

伊藤 眞 『破産法・民事再生法』〔第 4 版〕(2018 年) 有斐閣

【第2課題】

三上 威彦 『倒産法』(2017年) 信山社

松下 淳一・菱田 雄郷 『倒産判例百選』〔第6版〕(2021年) 有斐閣

【第3課題】

松下 淳一・菱田 雄郷 『倒産判例百選』〔第6版〕(2021年)34番 有斐閣

新堂 幸司・霜島 甲一 他 『新倒産判例百選』(1990年) 38番 有斐閣(※)

【第4課題】

松下 淳一・菱田 雄郷 『倒産判例百選』〔第6版〕(2021年) 64番 有斐閣

新堂 幸司・霜島 甲一 他 『新倒産判例百選』(1990年) 63番 有斐閣(※)

※ 絶版のため、各図書館で閲覧してください。この文献が課題の解答に必要です。